

公益社団法人 日本コンクリート工学会
助成金審査委員会規程

平成 28 年 10 月 3 日 制定
令和 元年 5 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 審査委員会は、原則として委員 15 名以内をもって組織する。委員は、第 3 条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長)

第 3 条 審査委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長は、会長が指名する。
3. 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は、2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
3. 任期中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 審査委員会は、助成金制度規則第 3 条に基づき、研究助成と国際会議参加助成について、助成金審査要領に従って、助成金受領の候補者を決定する。

2. 委員長は、助成金受領の候補者を、総務財務委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会に上申する。
3. 助成金審査要領については、別に定める。

(運営)

第 6 条 審査委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(守秘義務)

第7条 委員は審査に当たって、知り得たいかなる情報も、第三者に漏らしてはならない。

また、審査の過程で知り得たアイデアや未発表の成果を審査委員自身の利益のために利用してはならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、審査委員会が発議し、総務財務委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成28年10月3日から施行する。
2. この規程の改正は、令和元年5月22日から施行する。